

横浜弁護士会・日本弁護士連合会主催

中小企業問題に関する シンポジウム

中小企業必見

今がチャンス！

# 元請業者と の関係改善

社長さん！

気づかぬうちに、得意先から下請法違反の取引をさせられていませんか？

実はもっと有利な条件で取引できるんです！  
得意先からの無理なお願いもうまく断れるかもしれません！

下請法を効果的に使って、元請企業と対等な立場で取引しましょう。

日時：平成23年9月16日（金）午後1時30分～午後3時30分

会場：神奈川中小企業センタービル

14階多目的ホール（入場無料）

テーマ：下請法のポイント10

## ■第1部 基調講演

横浜弁護士会・独禁法研究会所属

弁護士 常磐重雄

## ■第2部 パネルディスカッション



<会場所在地> 〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地（裏面地図参照）

<お問合せ> 横浜弁護士会業務課（担当：遠藤・新妻）

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 ☎ 045-211-7711 FAX 045-212-2888

URL <http://www.yokoben.or.jp> ※横浜弁護士会は、神奈川県内に事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

## <主催者メッセージ>

製造業、ソフトウェア・システム開発、メディアコンテンツ制作等の下請業務に携わっている中小企業や個人事業主の皆様、発注先からの要望や取引条件がおかしいと思ったことはありませんか？

対等な取引条件を引き出すため、また、営業秘密や知財の扱い等で不利な扱いを受けないためにも、弁護士と一緒に、下請法について勉強してみましょう。

<主催> 横浜弁護士会／日本弁護士連合会

## <後援（予定）>

中小企業庁／独立行政法人中小企業基盤整備機構／日本商工会議所  
全国商工会連合会／全国中小企業団体中央会／神奈川県／横浜市  
横浜商工会議所／財団法人神奈川産業振興センター／社団法人神奈川県工業協会  
財団法人横浜企業経営支援財団／東京地方税理士会／日本公認会計士協会神奈川県会  
社団法人中小企業診断協会神奈川県支部／神奈川県中小企業団体中央会  
社団法人神奈川県経営者協会／神奈川県商工会連合会

## <会場地図>



## <会場までのアクセス>

神奈川中小企業センタービル 14階多目的ホール

地下鉄関内駅 7番出口より徒歩 2分

JR 関内駅北口より徒歩 5分

JR 桜木町より徒歩 7分

みなとみらい線馬車道駅 3番出口より徒歩 7分